

審査基準整理票

処分名	補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録		
根拠法令名	天津市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	(条項) 第3条、第4条	
基準法令名	天津市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	(条項) 第3条、第4条	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	(条項) 第76条第1項	
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>【根拠法令】</p> <p>第3条 次条に規定する登録を受けた補装具業者（以下「登録事業者」という。）は、補装具費支給対象障害者等が登録事業者から補装具を購入し、若しくは借り受け、又は補装具の修理を受けたときは、当該補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、本市から当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具費の支払を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。</p> <p>3 登録事業者は、第1項の規定による代理受領を行う場合は、補装具費支給対象障害者等から、法第76条第2項に規定する基準額から登録事業者が代理受領する補装具費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（代理受領に係る補装具業者の登録）</p> <p>第4条 前条に規定する代理受領を行おうとする補装具業者は、市長の登録を受けなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。